



2005年4月4日 第2005-46号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

衆参本会議で社会保障に関する「両院合同会議」設置を決議

4月1日、衆参両院の本会議で「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が行われ、与野党全会派が参加する国会における社会保障制度改革に関する協議の場である「両院合同会議」の設置が確認されました。

衆参両院において、各党派共同で決議案を提案したもので、参議院本会議では溝手顕正議員（自民党）、衆議院本会議では長勢甚遠議員（同）がそれぞれ決議案を読み上げました。

国民に公開された会議を

決議案では、「年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある」とし「国民の信頼と安心を確保するための改革を実現することが政治の責任である」との認識を示し、「国民の負託にこたえ国会の責任を果たすべく、新たに全会派参加による『両院合同会議』を設けることとする」と表明。議論は全て国民に公開し、今秋までに改革の方向付

けを行い骨格の成案を得ることを目指すとしてきました。採決では共産党が反対に回りました。

決議案の採決後、合同会議要綱案が衆参各議運委員長から報告され、賛成多数により了承。要綱では、議員の構成を自民13人、民主12人、公明6人、共産2人、社民2人とし、会長及び会長代理各1人と幹事8人を置くこととなりました。会議の運営は会長、会長代理及び幹事の協議によって行い、原則として幹事会の合意に基づき運営・議論を進められます。

「あり方懇」との関係が今後の課題

なお、「両院合同会議」は4月上旬には設置される見込みです。この国会内の与野党の協議機関の設置については、連合がかねてより、与野党に強く求めてきたもの。今後は、官房長官のもとに設置されている「社会保障の在り方に関する懇談会」との関係をどう整理するかが重要な課題となります。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱

- 名称
年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議とする
- 目的
両院合同会議は、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」に基づき、国民に開かれた国会の持つ機能を十分に発揮し、全党会派の参加による衆参議員の一体的な議論を保障し、各党派が責任を持って最も適切かつ効率的な議論を行うものとする。
- 構成
 - 両院において各党派を代表する35人の合同会議員によって構成する。
 - 合同会議員の各党派の割当は次のとおりとする。
自民13人、民主12人、公明6人、共産2人、社民2人
 - 合同会議に会長1人、会長代理1人および幹事8人を置く
幹事は自民4人、民主3人、公明1人、幹事会のオブザーバーを、共産1人、社民1人とする。
- 運営
 - 合同会議の運営については、会長、会長代理および幹事の協議によって行う。なお、原則として、幹事会の合意に基づき、運営・議論を進めるものとする。
 - 合同会議の運営については、政府に対する資料要求など、国会法に基づく委員会運営に準じたものとする。
 - 合同会議は公開するものとする。
- 報告
合同会議の経過および結果を両院の議長に報告するものとする。
- その他
 - 合同会議は会期中であると閉会中であるとを問わず、活動できるものとする。
 - 合同会議は、国会の召集のつどその設置を確認する。
 - 合同会議の運営、調査、会議録作成等の事務は、委員会に準じて行うものとする。